

熊本県議会議員

坂田孝志

第27号

令和8年
1月1日発行

県政報告

坂田孝志事務所

〒869-4701 八代市千丁町太牟田1300-3

TEL0965-46-2200 FAX0965-46-1707

URL <http://www.sakata.gr.jp>

E-mail takashi@sakata.gr.jp

令和7年8月
記録的大雨特集



県議会い業振興議員団会長として

木村知事に支援を要請する 令和7年9月2日

被災した農業用機械の支援事業創設！

補助率7割、い草専用機械は9割

令和7年8月大雨営農再開支援事業
(国事業名：農地利用効率化等支援交付金)

1. 助成対象者

※農業用機械等が大雨により被災した旨の証明を市町長から受ける必要。

地域計画の目標地図に位置付けられた者

(位置付けられることが確実であると事業実施主体(市町)が認める者を含みます。)

2. 支援内容

被災した施設・農業用機械の修繕★・再取得等を支援します。

(トラック等の汎用性の高いものは対象外です。)

補助率：国 3/10 以内、県 2/10 以内、市町 2/10 以内 計 7割

○い草専用機械の再取得・製造中止の一部機械※1の修繕

国 3/10 以内、県 3/10 以内、市町 3/10 以内 計 9割

※1：ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗掘取機、加湿器

◎大雨により被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。

<補足事項>

★1 被災した農業用機械よりも機能向上されたものの取得も可能です。

2 事業費が50万円未満のものは対象となりません。

3 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。

以下の書類の保管をお願いします。

①機械等の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真

②作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

3. 助成金・その他

○事業費上限額：2,000万円/経営体

(例) トラクター1台、コンバイン1台を再取得した場合

事業費：2,200万円

※事業費2,200万円であるが、事業費上限額2,000万円/経営体であるため、

国費(上限)600万円、県費(上限)400万円、市町費(上限)400万円の補助となる。

○修繕・再取得した農業用機械等について、農機具共済、園芸施設共済、民間の保険、施工・販売業者等による保証等、気象災害等による被災に備えていただく必要があります。

◆助成には、各種要件がございますので、お住いの市町へ是非ご相談ください。

問い合わせ先

八代市農林水産政策課

TEL 0965-33-4117

氷川町農業振興課

TEL 0965-52-5854

県南広域本部農業普及・振興課

TEL 0965-33-3479

被災後直ちに、木村知事・国会議員と共に現地視察 被災者の声を県・国へ訴える!!



土砂に埋もれた状況を知事に説明
(興善寺町)8/21



冠水して枯れてしまったイチゴの苗
(千丁町太牟田) 8/21



山腹崩壊により埋もれたしょうが畑の状況説明
(東陽町北糺ノ本) 8/21



冠水して枯れてしまったトルコキキョウの苗の
状況を伺う(千丁町太牟田) 8/23



トマトの冠水状況を金子、坂本両代議士へ説明
(昭和同仁町) 8/23



土砂崩壊により埋もれた梨の果樹園
(氷川町中大野) 8/23



ゴザ打ちを間近にして、浸水した織機の状況を
知事に説明(千丁町太牟田) 8/21



浸水し使えなくなつた草原草の状況を聞きとる
(昭和日進町) 8/23

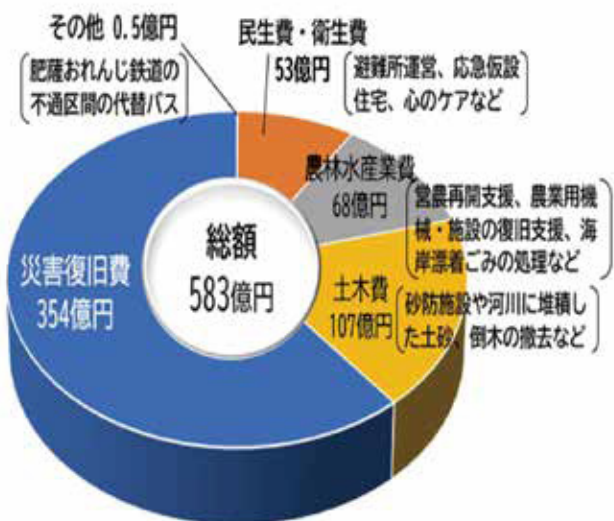


農林水産省佐藤生産振興審議官に被害の
状況を訴える(農林省本省) 9/4

◎被災者生活再建支援法に基づく支援金

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	一	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

◎令和7年8月豪雨の熊本県補正予算



被災者の生活支援や復旧復興に必要な予算を計上



龍峰山の斜面崩壊で生活道路・水路を土石流に覆いつくされた興善寺町



至るところで土砂崩れ、道路陥没により寸断された県道氷川八代線（八代市宮地東町）

令和7年8月記録的大雨

8月11日熊本を襲った豪雨災害

八代地域にも甚大な被害

令和7年8月10日未明、線状降水帯の発生により、記録的な大雨となり、死亡者4名、行方不明者1名、住宅被害8500戸に及ぶ、未曾有の激甚災害が発生しました。八代市及び氷川町に於いても多くの住宅が半壊、床上・床下浸水、道路の崩壊、陥没、河川の越水等により、1名の尊い生命が奪われました。ご遺族の方々に心からのお悔やみと、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

とりわけ、八代平野の9割が冠水し、トマトやイチゴ、露地野菜、花等の苗の冠水、農舎の水没により、農業用機械や織機等のい草専用機械の破損等、農林水産業関連の被害が860億円超となり、甚大な被害となりました。

県は8月11日災害対策本部を立上げ、9月25日には復旧・復興本部を設置し、被災者の生活再建、社会インフラの復旧・復興、営農再開に向けた支援等、国・県・市町と一体となって、早期の復興に向け、最大限の支援策を講じているところであります。私も被災者の方々が、一日も早くこれまでの生活が取り戻せるよう、国・県に強力に働きかけながら全力で取り組んでまいります。特に全国の98%を占めるい草については、畳文化が消滅する事が無き様、数々の手厚い支援策を講じながら、い草の維持・存続が図られるよう努力してまいります。

熊本県議会議員 坂田孝志

豪雨の爪痕



浸水し廃棄処分を余儀なくされた収穫した、い草の原草



地面から約60センチの高さまで浸水し苗・機械も被害を受けたハウス



道路が陥没し車2台が転落した県道小川泉線（泉町柿迫草谷）



一経営体で約3万本のトマトの苗が泥水に浸かった（昭和日進町）8/12



山腹崩壊により埋もれてしまったしょうが畑（東陽町北靴ノ本）



山腹崩壊により民家を押し潰す（泉町下岳古屋敷）